



愛三事務所便り

連絡先：〒445-0853

西尾市桜木町 3-51-3 林ビル 2 階 愛三西尾法律事務所

電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222

e-mail：inoue@aisan-law.jp

平成 27 年の労働災害発生状況にみる課題とは？

◆全体では微減だが…

平成 27 年における死傷災害発生状況（2 月速報）が発表されました。産業全体として前年比などを見た場合、死傷災害はわずかに減少しています。

しかし、その内訳を見てみると、「建設業」や「製造業」では大きく減っているものの、近年の傾向として第三次産業での災害が大きく増加しています。

その中でも特に増加しているのが「保健衛生業」です。介護士・看護師など病院や社会福祉施設で働く方が該当します。平成 25 年時点と比較して社会福祉施設での死傷災害は 15.9%増加しているということです。

◆腰痛と労働者の高齢化

保健衛生業については、「動作の反動・無理な動作」が特に多く、腰痛が職業病のようになっています。次いで、「転倒」も多くなっています。

また、社会福祉施設では、

死傷災害の半数が 40 歳から 59 歳の層で発生しているというデータもあり、これからの労働力人口の高齢化と併せて、この点はますます重要な課題となるでしょう。

厚生労働省でも、こうした災害防止のための指針等を作成するなどの施策は行っているようですが、一向に減る傾向はありません。

◆介護ロボット等の普及にも時間がかかる

最近では、介護を支援するロボット等、人間の労働をアシストするようなロボット・機器市場が目立っています。しかし、どんな事業所でも導入できるというほどまでにはなっていないようです。

介護機器の導入により、腰痛による休業、早期退職、退職に伴う交代要員の補充等、労務管理面でも手間の軽減に効果があるとされていますが、現状では、現場で業務にあたる個々人の体の使い方を含めた就労環境を見直していくことで対処するのが現実的かつ必要なことのようにです。

また、腰痛は体の局所的な

酷使のほか、ストレスによっても誘発される場合もあります。ストレスチェック制度がスタートし、これから健康診断のシーズンを迎えますので、この機会に安全衛生や健康管理体制の整備状況について確認してみたいかがでしょうか。

監督対象事業場の 23.7%で労働時間が「過労死基準」超え！

◆「過重労働解消キャンペーン」重点監督実施結果

厚生労働省が行った「過重労働解消キャンペーン」（昨年 11 月実施）の重点監督において、監督指導を実施した 5,031 事業場のうち、73.9%に当たる 3,718 事業場で労働基準関係法令違反が認められました（2 月 23 日発表）。最も多かったのは「違法な時間外労働」で、全体の 45.9%に当たる 2,311 事業場が摘発されています。

◆過酷な長時間労働の実態が浮彫りに

違法な時間外労働があった事業場において、時間外・休日労働が最長の者の実績

を見ると、80 時間超 100 時間以下が 396 事業場、100 時間超 150 時間以下が 646 事業場、150 時間超 200 時間以下が 115 事業場で、200 時間を超えている事業場も 38 事業場ありました。

厚生労働省が過労死のリスクが高まると位置付ける「過労死ライン」を超えている事業場は、今回の対策対象事業場の 23.7%にも上ります。

過酷な長時間労働の実態が浮彫りとなったと言えます。

◆過重労働をなくすために

同省は、「今後も、月 100 時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組みを積極的に進めていく」としています。

過重労働の解消を図るためには、企業において仕事量の調整や適切な労働時間管理、健康障害防止対策などの取組みを進めることが重要です。

改めて自社の状況を確認するとともに、多数公表されている実務面における過重労働改善取組事例なども参考にして、必要な対策を講じていきたいと思います。

4 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 [市区町村]

5 月 2 日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、1 月～3 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

当事務所よりひと言

今回は、労働災害の発生状況にみる現状と課題を取り上げました。

当職は、弁護士と同時に、産業カウンセラー、心理相談員（中央労働災害防止協会）及び衛生工学衛生管理者として活動しており、中小企業の職場のメンタルヘルス対策にも力を入れています。

そのため、常々、トータルな視点からの労働安全衛生管理の重要性を感じております。

なお、当職は、新たにガンマ線透過写真撮影作業主任者、第三種冷凍機械責任者の資格を取得しましたが、様々な分野の最新知識の必要性を痛感している所存です。

今後とも研鑽に努め、中小企業の皆様に対しても、専門性の高い法的サービスを提供していきたいと思っております。

